

# 病床機能転換支援事業（コンサルティング事業）のご案内

## 1. 事業の概要

回復期病床等への転換を検討する医療機関に対して、転換実施に関する適切な経営判断や、転換後の円滑な運営を支援するため、神奈川県が医業経営コンサルタントを派遣し、課題整理や経営収支シミュレーションなどの支援を実施します。

（神奈川県が公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会神奈川県支部に委託して実施します。）

## 2. 支援内容

### (1) 支援対象医療機関

県内に所在する、以下のいずれかに該当する医療機関とします。

#### 【県全域】

- 回復期機能以外の病床機能区分（医療法施行規則第30条の33の2に定める区分をいう）の病床を回復期病床に転換することを検討している医療機関

#### 【横浜、川崎（北部・南部）、県央の各二次保健医療圏のみ】

- 慢性期機能以外の病床機能区分の病床を慢性期病床に転換することを検討している医療機関

※ なお、本事業における回復期病床及び慢性期病床とは、次に示す診療報酬の施設基準のいずれかを満たし、診療報酬上で算定する病床とする。

回復期病床	①回復期リハビリテーション病棟入院料 ②地域包括ケア病棟入院料（又は入院医療管理料） ③地域包括医療病棟入院料 ※②、③は主に回復期機能を提供するものに限る。
慢性期病床	①療養病棟入院料（又は特別入院基本料） ②有床診療所療養病床入院基本料 ③緩和ケア病棟入院基本料 ④特殊疾患病棟入院料（又は入院医療管理料） ⑤障害者施設等入院基本料

### (2) 支援予定数

2 医療機関程度

### (3) 標準的な支援の流れ

- ① 医業経営コンサルタント（以下コンサルタント）が医療機関を訪問※  
院長及び責任者などと打合せ

↓

- ② 医療機関から、必要な資料・データ等を提供

（例：職員数（病棟別・職種別）、患者数、平均在院日数、イメージする転換前後の病床数、部署別・病棟別の人件費に係る資料等）

↓

- ③ 医療機関から提供された情報等をもとにコンサルタントがデータ分析実施  
↓
- ④ コンサルタントが医療機関を訪問  
医師、病棟師長等の関係者と打合せ・ヒアリング  
↓
- ⑤ コンサルタントによる課題等整理、シミュレーションの実施など  
(例：入院日からの日当点分析、診療密度分析、回復期病床出来高比較表、人員配置シミュレーション、入院患者転床フロー図など)  
↓
- ⑥ コンサルタントが医療機関を訪問  
シミュレーション内容等についての報告、今後の具体的タスクの説明等

※訪問回数は3～4回程度を標準とします。

#### (4) 支援の方法

感染症の拡大防止等の観点から、コンサルタントの訪問による支援を希望されない場合は、WEB 会議等によるリモートでの打合せ・ヒアリングも可能です。

※アプリのインストール等の事前準備をお願いする場合がございます。

### 3. 費用

無料（神奈川県が負担します）

※ 実際に転換を実行するにあたり、さらに追加でコンサルティングを希望される場合の追加分については、各医療機関のご負担となります。

### 4. 申込方法・期限

申込書を、令和6年11月8日（金）までに、下記の提出先へ提出

提出先：電子メール [iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp)

※ 先着順で受付・審査を行います。支援医療機関数が支援予定数に達した場合は応募を締め切らせていただきます。その場合はホームページ等でご案内します。

### 5. 支援医療機関の選定等

医療機関からの申込書をもとに、県が日本医業経営コンサルタント協会神奈川県支部と協議し、支援する医療機関を選定します。※選定の結果は随時お知らせ予定

### 6. その他

- (1) 必ず医療機関の管理者の理解・了承を得た上で本事業に申込みをしてください。
- (2) 申込書様式等は、下記の神奈川県ホームページでも入手できます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f533059/information.html>

### 7. 問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課 企画グループ 大津

電話 045-210-1111 (内線 4893) メールアドレス [iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp)